

○総務省告示第二百九十七号

電波法（昭和二十五年法律第三百三十一号）第七条第一項第二号及び第四号の規定を実施するため、昭和六十一年郵政省告示第三百九十五号（陸上移動業務の無線局、携帯移動業務の無線局、簡易無線局及び構内無線局の申請の審査に適用する受信設備の特性を定める件）の一部を次のように改正する。

令和五年八月二十九日

総務大臣 松本 剛明

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

改正前

〔一〕五 略
六 シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信（設備規則第三条第四号の五に規定するシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信をいう。以下同じ。）を行う無線局の審査に適用する受信設備の特性

〔一〕五 同上
〔同上〕

1 周波数分割複信方式（半複信方式のものを含む。）を用いるものの受信設備

1 周波数分割複信方式（半複信方式のものを含む。）を用いるものの受信設備

項目	特性	
	基地局	陸上移動局
感度	<p>希望波（チャンネル間隔が一八〇㎓の搬送波の場合は、符号化率が三分の一であつて、二分のπシフト二相位相変調の信号で変調された搬送波、チャンネル間隔が一〇八㎓、三㎓、五㎓、一〇㎓、一五㎓又は二〇㎓の搬送波の場合には、符号化率が三分の一であつて、四相位相変調の信号で変調された搬送波をいう。以下基地局の欄において同じ。）の受信電力が基準感度（次に掲げる基準感度をいう。以下基地局の欄において同じ。）の場合において、スループットがその最大値の九五%以上</p> <p>1 最大送信電力が三八デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）を超えるもの</p> <p>(1) チャンネル間隔が一八〇㎓の搬送波の場合 一五㎓の帯域幅で（一）一六・六デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）又は三七五㎓の帯域幅で（一）一三二・六デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）</p> <p>(2) チャンネル間隔が三㎓の搬送波の場合 （一）一〇二・三デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）</p> <p>(3) チャンネル間隔が一〇八㎓、五</p>	<p>希望波（符号化率が三分の一であつて、四相位相変調の信号で変調された搬送波をいう。以下陸上移動局の欄において同じ。）の受信電力が基準感度（次に掲げる基準感度をいう。以下陸上移動局の欄において同じ。）の場合において、スループットがその最大値の九五%以上（注1）</p> <p>1 チャンネル間隔が一八〇㎓のもの （一）一〇七・五デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）</p> <p>2 チャンネル間隔が一〇八㎓のもの （1） 七一五㎓を超え八〇三㎓以下の周波数の電波を使用するもの ア 複信方式の搬送波の場合 （一）一〇〇デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。） イ 半複信方式の搬送波の場合 （一）一〇〇・八デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）</p> <p>(2) 八一五㎓を超え八九〇㎓以下の周波数の電波を使用するもの ア 複信方式の搬送波の場合 （一）九九・五デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。） イ 半複信方式の搬送波の場合 （一）一〇〇・三デシベル（一</p>
感度	<p>希望波（チャンネル間隔が一〇八㎓、一〇㎓、一五㎓又は二〇㎓の搬送波の場合は、符号化率が三分の一であつて、四相位相変調の信号で変調された搬送波をいう。以下陸上移動局の欄において同じ。）の受信電力が基準感度（次に掲げる基準感度をいう。以下陸上移動局の欄において同じ。）の場合において、スループットがその最大値の九一、九二〇㎓を超え二、一七〇㎓以下</p>	<p>希望波（符号化率が三分の一であつて、四相位相変調の信号で変調された搬送波をいう。以下陸上移動局の欄において同じ。）の受信電力が基準感度（次に掲げる基準感度をいう。以下陸上移動局の欄において同じ。）の場合において、スループットがその最大値の九一、九二〇㎓を超え二、一七〇㎓以下</p>

五、一〇MHz、一五MHz又は二〇MHzの搬送波の場合 (一) 一〇〇・八デシベル (一ミリワットを〇デシベルとする。)

2 最大送信電力が二四デシベル (一ミリワットを〇デシベルとする。)

(1) チャネル間隔が三MHzの搬送波の場合 (一) 九七・三デシベル (一ミリワットを〇デシベルとする。)

(2) チャネル間隔が一・〇八MHz、五MHz、一〇MHz、一五MHz又は二〇MHzの搬送波の場合 (一) 九五・八デシベル (一ミリワットを〇デシベルとする。)

3 最大送信電力が二四デシベル (一ミリワットを〇デシベルとする。)

(1) チャネル間隔が三MHzの搬送波の場合 (一) 九四・三デシベル (一ミリワットを〇デシベルとする。)

(2) チャネル間隔が一・〇八MHz、五MHz、一〇MHz、一五MHz又は二〇MHzの搬送波の場合 (一) 九二・八デシベル (一ミリワットを〇デシベルとする。)

ミリワットを〇デシベルとする。)

(3) 九〇〇MHzを超え九六〇MHz以下の周波数の電波を使用するもの

(4) 一、四二七・九MHzを超え一、五〇・九MHz以下の周波数の電波を使用するもの

(5) 一、七一〇MHzを超え一、八八〇MHz以下の周波数の電波を使用するもの

(6) 一、九二〇MHzを超え二、一七〇MHz以下の周波数の電波を使用するもの

ア 複信方式の搬送波の場合 (一) 九八・五デシベル (一ミリワットを〇デシベルとする。)

イ 半複信方式の搬送波の場合 (一) 九九・三デシベル (一ミリワットを〇デシベルとする。)

ア 複信方式の搬送波の場合 (一) 一〇一・五デシベル (一ミリワットを〇デシベルとする。)

イ 半複信方式の搬送波の場合 (一) 一〇二・三デシベル (一ミリワットを〇デシベルとする。)

の周波数の電波を使用するものにあつては (一) 一〇一・五デシベル (一ミリワットを〇デシベルとする。)

八MHzの陸上移動局であつて九〇〇MHzを超え九六〇MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては (一) 九九デシベル (一ミリワットを〇デシベルとする。)

(一) 九九・八デシベル (一ミリワットを〇デシベルとする。)

の周波数の電波を使用するものにあつては (一) 九八・五デシベル (一ミリワットを〇デシベルとする。)

の周波数の電波を使用するものにあつては (一) 九七・八デシベル (一ミリワットを〇デシベルとする。)

の周波数の電波を使用するものにあつては (一) 九六・八デシベル (一ミリワットを〇デシベルとする。)

の周波数の電波を使用するものにあつては (一) 九二・八デシベル (一ミリワットを〇デシベルとする。)

の周波数の電波を使用するものにあつては (一) 九二・八デシベル (一ミリワットを〇デシベルとする。)

の周波数の電波を使用するものにあつては (一) 九二・八デシベル (一ミリワットを〇デシベルとする。)

る。)

3 チャンネル間隔が三MHzのもの

(1) 七一五MHzを超え八〇三MHz以下の

周波数の電波を使用するもの

(一) 九九・五デシベル(一ミリワット

を〇デシベルとする。)

(2) 八一五MHzを超え八九〇MHz以下の

周波数の電波を使用するもの

(一) 九九デシベル(一ミリワット

を〇デシベルとする。)

(3) 九〇〇MHzを超え九六〇MHz以下の

周波数の電波を使用するもの

(一) 九八・五デシベル(一ミリワット

を〇デシベルとする。)

(4) 一、七一〇MHzを超え一、八八〇

MHz以下の周波数の電波を使用する

もの (一) 九八デシベル(一ミリ

ワットを〇デシベルとする。)

4 チャンネル間隔が五MHzのもの

(1) 七一八MHzを超え八〇三MHz以下の

周波数の電波を使用するもの

(一) 九七・八デシベル(一ミリワット

を〇デシベルとする。)

(2) 八一五MHzを超え八九〇MHz以下の

周波数の電波を使用するもの

(一) 九六・八デシベル(一ミリワット

を〇デシベルとする。)

(3) 九〇〇MHzを超え九六〇MHz以下の

周波数の電波を使用するもの

(一) 九六・三デシベル(一ミリワット

を〇デシベルとする。)

(4) 一、四二七・九MHzを超え一、五

一〇・九MHz以下の周波数の電波を

使用するもの (一) 九九・三デ

シベル(一ミリワットを〇デシベ

ルとする。)

(5) 一、七一〇MHzを超え一、八八〇

MHz以下の周波数の電波を使用する

ルとする。)、チャンネル間隔が五MHzの陸

上移動局であつて九〇〇MHzを超え九六

〇MHz以下又は一、七一〇MHzを超え一、

八八〇MHz以下の周波数の電波を使用す

るものにあつては(一) 九六・三デシ

ベル(一ミリワットを〇デシベルとす

る。)、チャンネル間隔が一〇MHzの陸上移

動局であつて七一八MHzを超え八〇三MHz

以下の周波数の電波を使用するもの

にあつては(一) 九四・八デシベル(一

ミリワットを〇デシベルとする。)、

チャンネル間隔が一〇MHzの陸上移動局で

あつて八一五MHzを超え八三〇MHz以下又

は八六〇MHzを超え八七五MHz以下の周波

数の電波を使用するものにあつては(

一) 九三・八デシベル(一ミリワット

を〇デシベルとする。)、チャンネル間隔

が一〇MHzの陸上移動局であつて八三〇

MHzを超え八四五MHz以下、八七五MHzを超

え八九〇MHz以下、一、四二七・九MHzを

超え一、五一〇・九MHz以下又は一、九

二〇MHzを超え二、一七〇MHz以下の周波

数の電波を使用するものにあつては(

一) 九六・三デシベル(一ミリワット

を〇デシベルとする。)、チャンネル間隔

が一〇MHzの陸上移動局であつて九〇〇

MHzを超え九六〇MHz以下又は一、七一〇

MHzを超え一、八八〇MHz以下の周波数の

電波を使用するものにあつては(一)

九三・三デシベル(一ミリワットを〇

デシベルとする。)、チャンネル間隔が一

五MHzの陸上移動局であつて七一八MHzを

超え八〇三MHz以下の周波数の電波を使

用するものにあつては(一) 九三・〇

デシベル(一ミリワットを〇デシベル

とする。)、チャンネル間隔が一五MHzの陸

上移動局であつて八一五MHzを超え八三

〇MHz以下又は八六〇MHzを超え八七五MHz

- もの (一) 九六・三デシベル (一ミリワットを〇デシベルとする。)
- (6) 一、九二〇MHzを超え二、一七〇MHz以下の周波数の電波を使用するもの (二) 九九・三デシベル (一ミリワットを〇デシベルとする。)
- 5
チャネル間隔が一〇MHzのもの
- (1) 七一八MHzを超え八〇三MHz以下の周波数の電波を使用するもの (一) 九四・八デシベル (一ミリワットを〇デシベルとする。)
- (2) 八一五MHzを超え八九〇MHz以下の周波数の電波を使用するもの (一) 九三・八デシベル (一ミリワットを〇デシベルとする。)
- (3) 九〇〇MHzを超え九六〇MHz以下の周波数の電波を使用するもの (一) 九三・三デシベル (一ミリワットを〇デシベルとする。)
- (4) 一、四二七・九MHzを超え一、五〇・九MHz以下の周波数の電波を使用するもの (一) 九六・三デシベル (一ミリワットを〇デシベルとする。)
- (5) 一、七一〇MHzを超え一、八八〇MHz以下の周波数の電波を使用するもの (一) 九三・三デシベル (一ミリワットを〇デシベルとする。)
- (6) 一、九二〇MHzを超え二、一七〇MHz以下の周波数の電波を使用するもの (一) 九六・三デシベル (一ミリワットを〇デシベルとする。)
- 6
チャネル間隔が一五MHzのもの
- (1) 七一八MHzを超え八〇三MHz以下の

以下の周波数の電波を使用するものにあつては (一) 九二・〇デシベル (一ミリワットを〇デシベルとする。)、チャネル間隔が一五MHzの陸上移動局であつて八三〇MHzを超え八四五MHz以下、八七五MHzを超え八九〇MHz以下、一、四二七・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下又は一、九二〇MHzを超え二、一七〇MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては (二) 九四・五デシベル (一ミリワットを〇デシベルとする。)、チャネル間隔が一五MHzの陸上移動局であつて九〇〇MHzを超え九六〇MHz以下又は一、七一〇MHzを超え一、八八〇MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては (一) 九一・五デシベル (一ミリワットを〇デシベルとする。)、チャネル間隔が二〇MHzの陸上移動局であつて七一八MHzを超え八〇三MHz以下又は一、七一〇MHzを超え一、八八〇MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては (二) 九〇・三デシベル (一ミリワットを〇デシベルとする。)、チャネル間隔が二〇MHzの陸上移動局であつて一、四二七・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては (一) 九一・三デシベル (一ミリワットを〇デシベルとする。)、チャネル間隔が二〇MHzの陸上移動局であつて一、九二〇MHzを超え二、一七〇MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては (二) 九三・三デシベル (一ミリワットを〇デシベルとする。)

とする。以下陸上移動局の欄において同じ。の場合において、スループットがその最大値の九五%以上 (注1)

周波数の電波を使用するもの
（一）九三デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）

(2) 八一五MHzを超え八九〇MHz以下の周波数の電波を使用するもの
（一）九二デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）

(3) 九〇〇MHzを超え九六〇MHz以下の周波数の電波を使用するもの
（一）九一・五デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）

(4) 一、四二七・九MHzを超え一、五〇・九MHz以下の周波数の電波を使用するもの
（一）九四・五デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）

(5) 一、七一〇MHzを超え一、八八〇MHz以下の周波数の電波を使用するもの
（一）九一・五デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）

(6) 一、九二〇MHzを超え二、一七〇MHz以下の周波数の電波を使用するもの
（一）九四・五デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）

7

チャネル間隔が二〇MHzのもの
(1) 七一八MHzを超え八〇三MHz以下の周波数の電波を使用するもの
（一）九〇・三デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）

(2) 一、四二七・九MHzを超え一、五〇・九MHz以下の周波数の電波を使用するもの
（一）九一・三デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）

(3) 一、七一〇MHzを超え一、八八〇MHz以下の周波数の電波を使用する

実効 プロ ツキ 選 度 特 性		「1」 略
	<p>1 最大送信電力が三八デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）を超えるもの</p> <p>(1) チャンネル間隔が三〇MHzの基地局の場合</p> <p>基準感度より六デシベル高い希望波に対し、希望波の周波数から（H）六MHz離れた周波数において、帯域幅が三MHzの変調された妨害波を（C）四三デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）で加えた場合において、スループットがその最大値の九五%以上</p> <p>(2) チャンネル間隔が五MHz、一〇MHz、一五MHz又は二〇MHzの基地局の場合</p> <p>基準感度より六デシベル高い希望波に対し、チャンネル間隔が五MHzの基地局にあつては希望波の周波数から（H）一〇MHz離れた周波数において、チャンネル間隔が一〇MHzの基地局にあつては希望波の周波数から（H）一二・五MHz離れた周波数において、チャンネル間隔が一五MHzの基地局にあつては希望波の周波数から（H）一五MHz離れた周波数において、チャンネル間隔が二〇MHzの基地局にあつては希望波の周波数から（H）一七・五MHz離れた周波数において、帯域幅が五MHzの変調された妨害波を（C）四三</p>	<p>もの（一）九〇・三デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）</p> <p>(4) 一、九二〇MHzを超え二、一七〇MHz以下の周波数の電波を使用するもの（一）九三・三デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）</p> <p>2 略</p> <p>チャンネル間隔が三MHzのもの</p> <p>基準感度より六デシベル高い希望波に対し、希望波の周波数から（H）六MHz離れた周波数において（一）五六デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）及び（H）九MHz以上離れた周波数において（一）四四デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）（複号同順とする。）であつて帯域幅が三MHzの変調された妨害波を同時に加えた場合においてスループットがその最大値の九五%以上</p> <p>3 略</p> <p>6 略</p>
実効 プロ ツキ 選 度 特 性	<p>1 最大送信電力が三八デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）を超えるもの</p> <p>基準感度より六デシベル高い希望波に対し、チャンネル間隔が五MHzの基地局にあつては希望波の周波数から（H）一〇MHz離れた周波数において、チャンネル間隔が一〇MHzの基地局にあつては希望波の周波数から（H）一二・五MHz離れた周波数において、チャンネル間隔が一五MHz離れた周波数において、スループットがその最大値の九五%以上</p> <p>2 最大送信電力が二四デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）を超え三八デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下のもの</p> <p>基準感度より六デシベル高い希望波に対し、チャンネル間隔が五MHzの基地局にあつては希望波の周波数から（H）一〇MHz離れた周波数において、チャンネル間隔が一〇MHzの基地局にあ</p>	<p>「1」 同上</p> <p>「新設」</p> <p>2 同上</p> <p>5 同上</p>

デシベル（一ミリワットを○デシベルとする。）で加えた場合において、スループットがその最大値の九五%以上

2 最大送信電力が二四デシベル（一ミリワットを○デシベルとする。）を超え三八デシベル（一ミリワットを○デシベルとする。）以下のものを○デシベルとする。）以下のもの

(1) チャネル間隔が三MHzの基地局の場合

基準感度より六デシベル高い希望波に対し、希望波の周波数から（H）六MHz離れた周波数において、帯域幅が三MHzの変調された妨害波を（一）三八デシベル（一ミリワットを○デシベルとする。）で加えた場合において、スループットがその最大値の九五%以上

(2) チャネル間隔が五MHz、一〇MHz、

一五MHz又は二〇MHzの基地局の場合
基準感度より六デシベル高い希望波に対し、チャネル間隔が五MHzの基地局にあつては希望波の周波数から（H）一〇MHz離れた周波数において、チャネル間隔が一〇MHzの基地局にあつては希望波の周波数から（H）一二・五MHz離れた周波数において、チャネル間隔が一五MHzの基地局にあつては希望波の周波数から（H）一五MHz離れた周波数において、チャネル間隔が二〇MHzの基地局にあつては希望波の周波数から（H）一七・五MHz離れた周波数において、帯域幅が五MHzの変調された妨害波を（一）三八デシベル（一ミリワットを○デシベルとする。）で加えた場合において、スループットがその最大値

つては希望波の周波数から（H）一二・五MHz離れた周波数において、チャネル間隔が一五MHzの基地局にあつては希望波の周波数から（H）一五MHz離れた周波数において、チャネル間隔が二〇MHzの基地局にあつては希望波の周波数から（H）一七・五MHz離れた周波数において、帯域幅が五MHzの変調された妨害波を（一）三八デシベル（一ミリワットを○デシベルとする。）で加えた場合において、スループットがその最大値の九五%以上

3 最大送信電力が二〇デシベル（一ミリワットを○デシベルとする。）を超え二四デシベル（一ミリワットを○デシベルとする。）以下のもの

基準感度より六デシベル高い希望波に対し、チャネル間隔が五MHzの基地局にあつては希望波の周波数から（H）一〇MHz離れた周波数において、チャネル間隔が一〇MHzの基地局にあつては希望波の周波数から（H）一二・五MHz離れた周波数において、チャネル間隔が一五MHzの基地局にあつては希望波の周波数から（H）一五MHz離れた周波数において、チャネル間隔が二〇MHzの基地局にあつては希望波の周波数から（H）一七・五MHz離れた周波数において、帯域幅が五MHzの変調された妨害波を（一）三五デシベル（一ミリワットを○デシベルとする。）で加えた場合において、スループットがその最大値の九五%以上

4 最大送信電力が二〇デシベル（一ミリワットを○デシベルとする。）以下のもの

の九五%以上

3

最大送信電力が二〇デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）を超え二四デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下のものを〇デシベルとする。）以下のもの

(1) チャネル間隔が三MHzの基地局の場合

基準感度より六デシベル高い希望波に対し、希望波の周波数から（H）六MHz離れた周波数において、帯域幅が三MHzの変調された妨害波を（C）三五デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）で加えた場合において、スループットがその最大値の九五%以上

(2)

チャネル間隔が五MHz、一〇MHz、一五MHz又は二〇MHzの基地局の場合

基準感度より六デシベル高い希望波に対し、チャネル間隔が五MHzの基地局にあつては希望波の周波数から（H）一〇MHz離れた周波数において、チャネル間隔が一〇MHzの基地局にあつては希望波の周波数から（H）一二・五MHz離れた周波数において、チャネル間隔が一五MHzの基地局にあつては希望波の周波数から（H）一五MHz離れた周波数において、チャネル間隔が二〇MHzの基地局にあつては希望波の周波数から（H）一七・五MHz離れた周波数において、帯域幅が五MHzの変調された妨害波を（C）三五デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）で加えた場合において、スループットがその最大値の九五%以上

4

最大送信電力が二〇デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）

基準感度より一四デシベル高い希望波に対し、チャネル間隔が五MHzの基地局にあつては希望波の周波数から（H）一〇MHz離れた周波数において、チャネル間隔が一〇MHzの基地局にあつては希望波の周波数から（H）一二・五MHz離れた周波数において、チャネル間隔が一五MHzの基地局にあつては希望波の周波数から（H）一五MHz離れた周波数において、チャネル間隔が二〇MHzの基地局にあつては希望波の周波数から（H）一七・五MHz離れた周波数において、帯域幅が五MHzの変調された妨害波を（C）二七デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）で加えた場合において、スループットがその最大値の九五%以上

--	--

隣接 チャ ネル 度 選択	
<p>1 最大送信電力が三八デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）を超えるもの</p> <p>(1) チャネル間隔が三MHzの基地局の場合 基準感度より八デシベル高い希</p>	<p>以下のもの</p> <p>(1) チャネル間隔が三MHzの基地局の場合 基準感度より一四デシベル高い希望波に対し、希望波の周波数から（H）六MHz離れた周波数において、帯域幅が三MHzの変調された妨害波を（一）二七デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）で加えた場合において、スループットがその最大値の九五%以上</p> <p>(2) チャネル間隔が五MHz、一〇MHz、一五MHz又は二〇MHzの基地局の場合 基準感度より一四デシベル高い希望波に対し、チャネル間隔が五MHzの基地局にあつては希望波の周波数から（H）一〇MHz離れた周波数において、チャネル間隔が一五MHzの基地局にあつては希望波の周波数から（H）一五MHz離れた周波数において、チャネル間隔が二〇MHzの基地局にあつては希望波の周波数から（H）一七・五MHz離れた周波数において、帯域幅が五MHzの変調された妨害波を（一）二七デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）で加えた場合において、スループットがその最大値の九五%以上</p>
<p>2 略</p> <p>「1」 チャネル間隔が三MHzのもの 基準感度より一四デシベル高い希望波に対し、希望波の周波数から（H）三MHz離れた周波数において、基準感度より四五・五デシベル高い帯</p>	

隣接 チャ ネル 度 選択	
<p>1 最大送信電力が三八デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）を超えるもの</p> <p>チャネル間隔が五MHzの基地局にあつては基準感度より一〇デシベル高い希望波に対し希望波の周波数から</p>	
<p>「1」 「新設」 同上」</p>	

域幅が三MHzの変調された妨害波を加えた場合において、スループットがその最大値の九五%以上

3] 6] 「略」

望波に対し希望波の周波数から(一)三・〇〇七五MHz離れた周波数において、帯域幅が三MHzの変調された妨害波を(一)五二デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)で加えた場合において、スループットがその最大値の九五%以上

(2) チャネル間隔が五MHz、一〇MHz、一五MHz又は二〇MHzの基地局の場合
チャネル間隔が五MHzの基地局にあつては基準感度より一〇デシベル高い希望波に対し希望波の周波数から(一)五・〇〇二五MHz離れた周波数において、チャネル間隔が一〇MHzの基地局にあつては基準感度より八デシベル高い希望波に対し希望波の周波数から(一)七・五〇七五MHz離れた周波数において、チャネル間隔が一〇MHzの基地局にあつては基準感度より六デシベル高い希望波に対し希望波の周波数から(一)五・〇〇二五MHz離れた周波数において、チャネル間隔が二〇MHzの基地局にあつては基準感度より六デシベル高い希望波に対し希望波の周波数から(一)五・〇〇二五MHz離れた周波数において、帯域幅が五MHzの変調された妨害波を(一)五二デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)で加えた場合において、スループットがその最大値の九五%以上

2 最大送信電力が二四デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)を超え三八デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下のもの

2] 5] 「同上」

(一)五・〇〇二五MHz離れた周波数において、チャネル間隔が一〇MHzの基地局にあつては基準感度より八デシベル高い希望波に対し希望波の周波数から(一)七・五〇七五MHz離れた周波数において、チャネル間隔が一五MHzの基地局にあつては基準感度より六デシベル高い希望波に対し希望波の周波数から(一)五・〇〇二五MHz離れた周波数において、チャネル間隔が二〇MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(一)五・〇〇二五MHz離れた周波数において、チャネル間隔が一〇MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(一)五・〇〇二五MHz離れた周波数において、帯域幅が五MHzの変調された妨害波を(一)四七

2 最大送信電力が二四デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)を超え三八デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下のもの
基準感度より六デシベル高い希望波に対し、チャネル間隔が五MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(一)五・〇〇二五MHz離れた周波数において、チャネル間隔が一〇MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(一)七・五〇七五MHz離れた周波数において、チャネル間隔が二〇MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(一)五・〇〇二五MHz離れた周波数において、帯域幅が五MHzの変調された妨害波を(一)四七

(1) チャネル間隔が三MHzの基地局の場合

基準感度より八デシベル高い希望波に対し希望波の周波数から(ハ)三・〇〇七五MHz離れた周波数において、帯域幅が三MHzの変調された妨害波を(ニ)四七デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)で加えた場合において、スループットがその最大値の九五%以上

(2) チャネル間隔が五MHz、一〇MHz、

一五MHz又は二〇MHzの基地局の場合
基準感度より六デシベル高い希望波に対し、チャネル間隔が五MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(ハ)五・〇〇二五MHz離れた周波数において、チャネル間隔が一〇MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(ハ)七・五〇七五MHz離れた周波数において、チャネル間隔が一五MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(ハ)一〇・〇一二五MHz離れた周波数において、チャネル間隔が二〇MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(ハ)一二・五〇二五MHz離れた周波数において、帯域幅が五MHzの変調された妨害波を(ニ)四七デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)で加えた場合において、スループットがその最大値の九五%以上

3

最大送信電力が二〇デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)(を超え二四デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。))以下のもの
(1) チャネル間隔が三MHzの基地局の

デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)で加えた場合において、スループットがその最大値の九五%以上

3 最大送信電力が二〇デシベル(一

ミリワットを〇デシベルとする。)(を超え二四デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。))以下のもの

基準感度より六デシベル高い希望波に対し、チャネル間隔が五MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(ハ)五・〇〇二五MHz離れた周波数において、チャネル間隔が一〇MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(ハ)七・五〇七五MHz離れた周波数において、チャネル間隔が一五MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(ハ)一〇・〇一二五MHz離れた周波数において、チャネル間隔が二〇MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(ハ)一二・五〇二五MHz離れた周波数において、帯域幅が五MHzの変調された妨害波を(ニ)四四デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)で加えた場合において、スループットがその最大値の九五%以上

4 最大送信電力が二〇デシベル(一

ミリワットを〇デシベルとする。))以下のもの

基準感度より二二デシベル高い希望波に対し、チャネル間隔が五MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(ハ)五・〇〇二五MHz離れた周波数において、チャネル間隔が一〇MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(ハ)七・五〇七五MHz離れた周波数において、チャネル間隔が一五

場合

基準感度より八デシベル高い希望波に対し希望波の周波数から(ハ)三・〇〇七五MHz離れた周波数において、帯域幅が三MHzの変調された妨害波を(一)四四デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)で加えた場合において、スループットがその最大値の九五%以上

(2) チャネル間隔が五MHz、一〇MHz、

一五MHz又は二〇MHzの基地局の場合

基準感度より六デシベル高い希望波に対し、チャネル間隔が五MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(ハ)五・〇〇二五MHz離れた周波数において、チャネル間隔が一〇MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(ハ)七・五〇七五MHz離れた周波数において、チャネル間隔が一五MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(ハ)一〇・〇一二五MHz離れた周波数において、チャネル間隔が二〇MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(ハ)一二・五〇二五MHz離れた周波数において、帯域幅が五MHzの変調された妨害波を(一)四四デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)で加えた場合において、スループットがその最大値の九五%以上

4

最大送信電力が二〇デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下のもの

(1) チャネル間隔が三MHzの基地局の場合

基準感度より二四デシベル高い

MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(ハ)一〇・〇一二五MHz離れた周波数において、チャネル間隔が二〇MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(ハ)一二・五〇二五MHz離れた周波数において、帯域幅が五MHzの変調された妨害波を(一)二八デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)で加えた場合において、スループットがその最大値の九五%以上

<p>相互変調特性</p>	
<p>1 最大送信電力が三八デシベル（一ミリワットを○デシベルとする。）を超えるもの</p> <p>(1) チャネル間隔が三MHzの基地局の場合</p> <p>基準感度より六デシベル高い希望波に対し、希望波の周波数から（H）六MHz及び（H）一二MHz（複</p>	<p>希望波に対し希望波の周波数から（H）三・〇〇七五MHz離れた周波数において、帯域幅が三MHzの変調された妨害波を（一）二八デシベル（一ミリワットを○デシベルとする。）で加えた場合において、スループットがその最大値の九五％以上</p> <p>(2) チャネル間隔が五MHz、一〇MHz、一五MHz又は二〇MHzの基地局の場合</p> <p>基準感度より二二デシベル高い希望波に対し、チャネル間隔が五MHzの基地局にあつては希望波の周波数から（H）五・〇〇二五MHz離れた周波数において、チャネル間隔が一〇MHzの基地局にあつては希望波の周波数から（H）七・五〇七五MHz離れた周波数において、チャネル間隔が一五MHzの基地局にあつては希望波の周波数から（H）一〇・〇一二五MHz離れた周波数において、チャネル間隔が二〇MHzの基地局にあつては希望波の周波数から（H）一二・五〇二五MHz離れた周波数において、帯域幅が五MHzの変調された妨害波を（一）二八デシベル（一ミリワットを○デシベルとする。）で加えた場合において、スループットがその最大値の九五％以上</p>
<p>2 略</p> <p>チャネル間隔が三MHzのもの</p> <p>基準感度より八デシベル高い希望波に対し、希望波の周波数から（H）六MHz及び（H）一二MHz（複号同順とする。）離れた周波数において（一）四六デシベル（一ミリワットを○デシベルとする。）の変調のない妨害</p>	
<p>相互変調特性</p> <p>1 最大送信電力が三八デシベル（一ミリワットを○デシベルとする。）を超えるもの</p> <p>基準感度より六デシベル高い希望波に対し、チャネル間隔が五MHzの基地局にあつては希望波の周波数から（H）一〇MHz及び（H）二〇MHz（複号同順とする。）離れた周波数にお</p>	
<p>2 1 同上</p> <p>〔新設〕</p>	

る。)の変調のない妨害波及び帯域幅が五MHzの変調された妨害波を同時に加えた場合において、スループットがその最大値の九五%以上

3

最大送信電力が二〇デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)を超え二四デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下のもの

(1) チャネル間隔が三MHzの基地局の場合

基準感度より六デシベル高い希望波に対し、希望波の周波数から(1) 六MHz及び(1) 一二MHz(複号同順とする。)離れた周波数において、それぞれ(一) 四四デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)の変調のない妨害波及び帯域幅が三MHzの変調された妨害波を同時に加えた場合において、スループットがその最大値の九五%以上

(2)

チャネル間隔が五MHz、一〇MHz、一五MHz又は二〇MHzの基地局の場合
基準感度より六デシベル高い希望波に対し、チャネル間隔が五MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(1) 一〇MHz及び(1) 二〇MHz(複号同順とする。)離れた周波数において、チャネル間隔が一〇MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(1) 一二・三七五MHz及び(1) 二二・五MHz(複号同順とする。)

離れた周波数において、チャネル間隔が一五MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(1) 一四・七五MHz及び(1) 二五MHz(複号同順とする。)離れた

ミリワットを〇デシベルとする。)以下のもの

基準感度より一四デシベル高い希望波に対し、チャネル間隔が五MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(1) 一〇MHz及び(1) 二〇MHz(複号同順とする。)離れた周波数において、チャネル間隔が一〇MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(1) 一二・三七五MHz及び(1) 二二・五MHz(複号同順とする。)離れた周波数において、チャネル間隔が一五MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(1) 一四・七五MHz及び(1) 二五MHz(複号同順とする。)離れた周波数において、チャネル間隔が二〇MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(1) 一七・一二五MHz及び(1) 二七・五MHz(複号同順とする。)離れた周波数において、それぞれ(一) 三六デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)の変調のない妨害波及び帯域幅が五MHzの変調された妨害波を同時に加えた場合において、スループットがその最大値の九五%以上

周波数において、チャンネル間隔が二〇MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(十)一七・一二五MHz及び(十)二七・五MHz(複号同順とする。)離れた周波数において、それぞれ(一)四四デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)の変調のない妨害波及び帯域幅が五MHzの変調された妨害波を同時に加えた場合において、スループットがその最大値の九五%以上

4

最大送信電力が二〇デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下のもの

(1) チャンネル間隔が三MHzの基地局の場合

基準感度より一四デシベル高い希望波に対し、希望波の周波数から(十)六MHz及び(十)一二MHz(複号同順とする。)離れた周波数において、それぞれ(一)三六デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)の変調のない妨害波及び帯域幅が三MHzの変調された妨害波を同時に加えた場合において、スループットがその最大値の九五%以上

(2) チャンネル間隔が五MHz、一〇MHz、

一五MHz又は二〇MHzの基地局の場合

基準感度より一四デシベル高い希望波に対し、チャンネル間隔が五MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(十)一〇MHz及び(十)

二〇MHz(複号同順とする。)離れた周波数において、チャンネル間隔が一〇MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(十)一二・三七

<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	<p>〔六の二〕二十四 略</p> <p>〔注 略〕</p> <p>〔2 略〕</p>	<p>五MHz及び(14) 二二・五MHz(複号同順とする。) 離れた周波数において、チャネル間隔が一五MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(14) 一四・七五MHz及び(14) 二五MHz(複号同順とする。) 離れた周波数において、チャネル間隔が二〇MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(14) 一七・一二五MHz及び(14) 二七・五MHz(複号同順とする。) 離れた周波数において、それぞれ(一) 三六デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)の変調のない妨害波及び帯域幅が五MHzの変調された妨害波を同時に加えた場合において、スループットがその最大値の九五%以上</p>
	<p>〔六の二〕二十四 同上</p> <p>〔注 同上〕</p> <p>〔2 同上〕</p>	